

**別表4：修理基準**

建築物	敷地	・現状維持とする。
	位置・規模	・現状維持または復原修理とする。
	高さ	・同上
	構造	・同上
	屋根	・同上
	軒庇・庇	・同上
	外壁	・同上
	建具	・同上
	基礎	・同上
	色彩	・同上
工作物	設備機器等	・通りから見えない配置、形状とする。やむを得ず、通りに面して設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たない隠しを行うものとする。
	祠	・現状維持または復原修理とする。
	石垣	・同上
環境物件	石段	・同上
	境内及びアライト、水路、桑等	・現状維持及び保全、または復旧とする。

※この基準に記載のないことで、養父市教育委員会が特に必要と認め、養父市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得たものは、上記の基準の限りではない。

**別表5：修景基準**

建築物	建物種別	【主屋】	【付属屋・納屋・離れ】
	特記	<ul style="list-style-type: none"> <li>養蚕農家を手本とする景観形成をめざす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車庫や農業倉庫を含む小規模な建築物は本基準に従う。なお、建築位置により「付属屋タイプ（主屋の裏側）」「納屋タイプ（主屋の表側）」「離れタイプ（主屋と併置）」に分類され、建築位置に応じたタイプの伝統形式に倣い、修景を行う。</li> </ul>
	敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、地割りの範囲を変更しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路から後退させると共に、等高線と平行に建築物並びに大屋根の棟を配置する。</li> <li>敷地の履歴調査や伝統形式に倣い、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路から後退させると共に、敷地形状に応じて、主屋と垂直あるいは平行に、建築物並びに棟を配置する。</li> <li>伝統形式に倣い、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>2階建あるいは3階建とし、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平屋あるいは2階建とし、歴史的風致と調和させる。</li> <li>伝統形式に倣い、軒高並びに階高、最高高さを低く抑える。</li> </ul>
	構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、木造とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左。</li> </ul>
	屋根	<p>【大屋根】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝統形式に倣い、4寸から5寸程度の勾配屋根とすると共に、切妻造りの平入りとする。</li> <li>屋根葺材は釉薬和瓦とする。</li> <li>軒裏は野地板及び垂木のあらわしとする。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とすると共に、勾配に応じた屋根葺材（釉薬和瓦あるいは金属板）を用いる。</li> <li>軒裏は野地板及び垂木のあらわしとする。</li> </ul>	<p>【付属屋・納屋タイプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝統形式に倣い、勾配屋根とすると共に、切妻造りとする。</li> <li>軒裏は野地板及び垂木のあらわしとする。</li> </ul> <p>【離れタイプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根葺材は釉薬和瓦とする。</li> </ul>
	軒庇・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>桁行面における1階と2階の間には、釉薬和瓦葺、金属版の軒庇を設ける。なお、2階と3階の間に庇を設ける場合は金属葺とする。</li> <li>軒庇及び庇の出、幅、勾配、高さ、材料は周囲の伝統的建造物に合わせ、歴史的風致と調和させる。</li> <li>軒裏は野地板及び垂木のあらわしとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軒庇及び庇の出、幅、勾配、高さ、材料は周囲の伝統的建造物に合わせ、歴史的風致と調和させる。</li> <li>軒裏は野地板及び垂木のあらわしとする。</li> </ul>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>大壁を基調とし、1階軒下正面のみ真壁とする。</li> <li>仕上材は土壁、大津壁、漆喰塗、板壁等の伝統仕様とし、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>	<p>【付属屋・納屋タイプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕上材は土壁、大津壁、漆喰塗、板壁等の伝統仕様とし、歴史的風致と調和させる。</li> </ul> <p>【離れタイプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大壁とする場合は主屋の外壁基準に準ずる。</li> </ul>
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置及び形態は、伝統形式に倣い、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製とする。</li> <li>シャッターの使用は認めない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製とする。</li> <li>・原則として、開閉形式は引き戸とする。</li> </ul>					
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート基礎を用いる場合は、コンクリート面の露出が目立たないようにする。</li> </ul>	・同左				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の伝統的建造物に見られる無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩とし、歴史的風致と調和させる。</li> </ul>	・同左				
設備機器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから見えない配置、形状とする。やむを得ず、通りに面して設置する場合は、歴史的風致と調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。</li> </ul>	・同左				
工作物	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">石垣・石段</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な石材を用い、周囲の伝統的建造物に倣った仕上げや積み方とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他</td> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、規模、材料、仕上げ、着色などは、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。</li> </ul> </td> </tr> </table>	石垣・石段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な石材を用い、周囲の伝統的建造物に倣った仕上げや積み方とする。</li> </ul>	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、規模、材料、仕上げ、着色などは、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。</li> </ul>	
石垣・石段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な石材を用い、周囲の伝統的建造物に倣った仕上げや積み方とする。</li> </ul>					
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、規模、材料、仕上げ、着色などは、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。</li> </ul>					

※この基準に記載のないことで、養父市教育委員会が特に必要と認め、養父市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得たものは、上記の基準の限りではない。

**別表6：許可基準**

建築物	敷地	・原則として、地割りの範囲を変更しない。
	位置・規模	・街路から後退させると共に、等高線と平行に建築物並びに大屋根の棟を配置する。 ・伝統形式に倣い、歴史的風致と調和させる。
	高さ	・2階建以下とし、歴史的風致と調和させる。
	構造	・原則として、木造とする。
	屋根	・伝統形式に倣い、勾配屋根とすると共に、切妻造りとする。 ・屋根葺材は釉薬瓦あるいは金属板とする。 ・原則として、軒裏は野地板及び垂木のあらわしとする。
	軒庇・庇	・軒庇及び庇の出、幅、勾配、高さ、材料は周囲の伝統的建造物に合わせ、歴史的風致と調和させる。 ・原則として、軒裏は野地板及び垂木のあらわしとする。
	外壁	・原則として、仕上材は土壁、大津壁、漆喰塗、板壁等の伝統仕様あるいは、自然系材料とし、歴史的風致と調和させる。やむを得ずその他の素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわない形態、色彩、仕上げとする。
	建具	・原則として、木製建具とする。やむを得ずその他の素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわない形態、色彩、仕上げとする。 ・原則として、玄関の開閉形式は引き戸とする。
	基礎	・コンクリート基礎を用いる場合は、コンクリート面の露出が目立たないようにする。
	色彩	・周囲の伝統的建造物に見られる無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩とし、歴史的風致と調和させる。
	設備機器等	・通りから見えない配置、形状とする。やむを得ず、通りに面して設置する場合は、歴史的風致と調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たない隠しを行うものとする。
工作物		・伝統的町並みと調和する位置、規模、材料、仕上げ、着色とし、歴史的風致を損なわないものとする。
土地の形質の変更		・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。
		・空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理を図る。
樹木の伐採・植栽		・伐採、植栽後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取		・採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。

※この基準に記載のないことで、養父市教育委員会が特に必要と認め、養父市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得たものは、上記の基準の限りではない。